

申告書は 確定申告 2/16(月) → 3/16(月) 自分で書いて お早めに

問合せ 税務課 電話 055-948-2918

私たちの納める税金は、豊かで安定した社会を作るために使われています。市の行政サービスも、私たちの税金で賄われています。『社会の会費』とも言える税金を正しく申告し、納めましょう。申告期限が近づくと相談会場は混雑しますので、早めに申告をしてください。

所得税の確定申告が必要な人

事業を営んでいる人や不動産収入のある人、保険満期金を受け取った人などで平成二十年中の合計所得金額が、所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計金額を超える人
サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
平成二十年中の給与収入が二千万円を超える人
給与の支払いを一方所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)が二十万円を超える人
給与の支払いを二方所以上から受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の金額との合計が二十万円を超える人
*ただし、給与などの収入金額の合計額が所得控除の合計額よりも少なく、給与所得や退職所得以外の所得金額が二十万円以下の人は確定申告をする必要がありません。

市県民税の申告が必要な人

平成二十一年一月一日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人
市役所税務課から申告書が送られてきた人(市県民税の申告が必要と思われる人に郵送します。内容を確認して申告してください。)
国民健康保険に加入している人で、他の人の扶養になっていない人
平成二十年中の所得はないが、所得証明や非課税証明を必要とする人



確定申告すれば所得税が還付される人

確定申告をする必要がない人でも、次のような場合には、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる場合があります。
住宅ローンなどでマイホームを購入した人や新築・増改築などをした人
火災・風水害、盗難などで住宅や家財に損害を受けた人
病気やけがなどで多額の医療費を支払った人
平成二十年の途中で退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人

還付申告相談

とき 2月4日(水)~13日(金)
9:00~12:00
13:00~16:00
*土・日・祝日を除く
ところ 大仁庁舎 2階第1会議室

申告に必要なもの

- 印鑑 源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるもの)
本人名義の振込口座番号がわかるもの
*前年に確定申告をした人は、その申告書と収支内訳書の控えを参考にお持ちください。
そのほかに必要なもの
- 【医療費控除を受ける場合】
平成二十年中に支払った医療費の領収書
高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受取った場合は、その金額がわかるもの
*領収書は病院や診察を受けた人ごとに仕分けして金額を合計し、便せんやメモ用紙などに一覧に整理してきてください。
- 【社会保険料控除を受ける場合】
平成二十年中に支払った国民年金・健康保険などの金額がわかるもの(支払証明書など)
*国民年金保険料については社会保険庁から

確定申告受付と各種相談会日程

相談会時間 会場	確定申告 相談・受付	税務署員による 出張申告相談・受付	税理士による 無料申告相談・受付
		9:00~12:00 13:00~16:00	9:30~12:00 13:00~16:00
大仁庁舎 2階第1会議室 大仁地区・天野・長岡 小坂・富士見・長瀬 戸沢・花坂地区の人	2月16日(月) ~3月16日(月) *土・日を除く	2月23日(月)	2月24日(火) ~27日(金)
葦山庁舎 3階大会議室 葦山地区・壺之上・古奈 谷戸・仲之台・鳥打 珍野・町屋・大北 千代田・長塚地区の人	両会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告会場を指定させていただきます(強制ではありません)。ご協力をお願いします。	3月2日(月)	2月17日(火) ~23日(月) *土・日を除く

*青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告相談は市役所会場ではできません。三島税務署が開催している申告相談会場へお願いします。
*会場の混雑状況によっては、終了時間前に受け付けを締め切らせていただくこともあります。ご了承ください。

伊豆長岡庁舎では行いません。
ご注意ください!

*ただし、平成二十年分の所得税の確定申告をする人または、平成二十年中の収入が給与所得だけで、勤務先から市役所に年末調整の済んでいる給与支払報告書が提出されている人は、市県民税の申告は必要ありません。
*確定申告の必要がない人でも、市県民税の申告をしないと、国民健康保険や老人医療の優遇措置、児童扶養手当・障害者関係・その他福祉サービスの申請、市営住宅の入居申請などが受けられないことがあります。
市県民税申告書の提出は郵送でもできます
郵送先 〒411-0292 伊豆の国市長岡三四〇-1
伊豆の国市役所 税務課

パソコンによる確定申告書の作成

国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp → 確定申告書作成コーナー

確定申告テレフォンセンター

2月2日(月)~3月16日(月)まで、所得税・消費税の確定申告、贈与税の申告の相談を受け付けます。
電話 055 987 6711 → 自動音声に従い『0』を選択

国税に関する一般的な相談

電話 055 987 6711 → 自動音声に従い『1』を選択

三島税務署問い合わせ

電話 055 987 6711 → 自動音声に従い『2』を選択

三島税務署申告相談【所得税・贈与税】

とき 2月12日(木)~3月16日(月)
9:00~17:00
*土・日を除く
ところ 三島商工会議所
*消費税申告は、3月17日(火)~3月31日(火)まで三島税務署会場になります。

確定申告書の提出は、郵送でもできます。郵送の場合は記載事項や添付する書類に誤りがないか確認して、市役所ではなく直接税務署へ郵送してください。

郵送先 〒411 8551
三島市文教町1 4 33 三島税務署
電話 055 987 6711

- 【生命保険料控除・地震保険料控除などを受ける場合】
保険会社等が発行する控除証明書
障害者手帳、戦傷病者手帳、市長等が発行する障害者控除対象者認定書など(本人扶養親族分)
*障害者控除対象者認定書は、『平成二十年十二月三十一日(死亡した人については死亡の日)現在において六十五歳以上で要介護認定者』に対して、申請により発行されます。詳しくは四ページ記事参照。
- 【障害者控除を受ける場合】
障害者手帳、戦傷病者手帳、市長等が発行する障害者控除対象者認定書など(本人扶養親族分)
*障害者控除対象者認定書は、『平成二十年十二月三十一日(死亡した人については死亡の日)現在において六十五歳以上で要介護認定者』に対して、申請により発行されます。詳しくは四ページ記事参照。

問合せ 高齢者支援課
電話 0558(76)8009